

デビットカード取扱規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行がカード取扱規定に基づいて発行するキャッシュカードおよび法人カード取扱規定に基づいて発行する法人キャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）を呈示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。

ア. 日本デビット推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）

イ. 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店を締結した法人または個人

ウ. 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

2. (利用方法等)

(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

(2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

ア. 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

イ. 1回あたりのカード利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

ウ. 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ア. 1日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定および法人キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - イ. 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ウ. カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3.（デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引規約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引き落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4.（預金の復元等）

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引き落としがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解除と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引き落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引き落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引き落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引き落された預金の復元をします。加盟店経由で引き落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引き落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引き落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引が成立した

場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

本規定に定めのない事項については、キャッシュカード取扱規定、法人キャッシュカード取扱規定（この双方を以下「カード取扱規定」という。）により取り扱います。但し、キャッシュカード取扱規定の第12条及び第13条は適用除外とします。

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、「預金の払戻し」とあるのは「デビットカード取引」とし、「支払機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

6. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

7. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的、技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

ICキャッシュカード特約

1. (特約の範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能（以下、「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「キャッシュカード規定」および「法人キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」（これらの規定を以下「カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めが

ない事項に関しては「カード規定」が適用されるものとします。

- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「カード規定」の定義に従います。

2. (ICキャッシュカードの利用)

- (1) ICキャッシュカードは、IC対応している当行および提携先の現金自動支払機(以下「支払機」という。)で利用できます。
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機では、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードは、磁気ストライプによる取引となります。

3. (1日あたりの取引限度額)

- (1) ICチップによる取引における1口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。取引限度額は当行所定の範囲内で変更できます。取引限度額の設定、変更の対象となる取引は、当行が定めた取引の合計額となります。
- (2) 通常磁気ストライプのみのカードからICキャッシュカードに切替する場合、既に設定されている取引限度額がICキャッシュカードに引継がれます。

4. (故障時の対応)

IC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が発生した場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行(再発行を含みます。)については、当行所定の手数料をいただきます。

以上

(2020年4月1日現在)